

墨田区営運動場条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第2				別表第2			
施設区分	単位	区分	使用料	施設区分	単位	区分	使用料
テニス・コート ～球 技 場	〔略〕			テニス・コート ～球 技 場	〔略〕		
屋 内 運 動 場	貸切りの 場合、1 回、1時 間	午前9時 から午後 6時まで	<u>410円</u>	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕	<u>240円</u>
		午後6時 から午後 9時まで	<u>580円</u>			〔同左〕	<u>410円</u>
	貸切りで ない場合、 1人、1 回、2時 間以内	一 般	170円	〔同左〕	〔同左〕		
		中 学 生 以 下	50円				
付属設備・器具	〔略〕			付属設備・器具	〔略〕		
付記 1～3 〔略〕				付記 1～3 〔略〕			

付 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際、現に使用承認を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。